

相模原市人工呼吸器使用者等非常用電源給付事業について

1 目的

医療的ケア児等が医療機器を使用するための電源の確保に関する給付の仕組みを設けて、災害時の備えの一助としていただくもの。

2 対象者

次の条件にいずれも該当する方

- (1) 本市に住民登録があり、在宅で生活している。
- (2) 常時又は睡眠時継続して人工呼吸器（睡眠時無呼吸症候群による CPAP 使用は対象外）を使用している。

3 給付の対象となる非常用電源装置

次の種目のいずれか1種類のうち、1点の購入について対象とします。

要件に合わない品、非常用電源の維持に要する経費（ガソリンやオイルなど）は対象外とするが、配送費用は対象とします。

種目	機器要件	耐用年数	給付上限額
正弦波インバーター発電機	利用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの	10 年	120,000 円
ポータブル電源（蓄電池）	利用者又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、放電後に外部電源により充電が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの	5 年	80,000 円
DC/AC インバーター（カーインバーター）	利用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	5 年	45,000 円

4 医師の意見書が不要となる場合

小児慢性特定疾病医療受給者証、又は指定難病医療受給者証をお持ちの方で「人工呼吸器使用欄」が該当である場合、その証の写しを医師の意見書に代えることが可能です。

5 お問い合わせ

相模原市高齢・障害者福祉課 障害福祉班

電話：042-707-7055

FAX：042-759-4395